

# 栃木県会計年度任用職員（スクールカウンセラー） 募集要項

栃木県教育委員会事務局高校教育課では、会計年度任用職員（スクールカウンセラー）の募集を行います。

## 1 採用予定人数、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人数	勤務場所	仕事の内容
若干名	県立中学校・高等学校	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 生徒等へのカウンセリング</li><li>・ カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助</li><li>・ 生徒についてのアセスメント</li><li>・ 校内研修（事例研修会、教員や保護者等への講習や講演）、教育プログラム（生徒に生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けるための教育）の実施</li><li>・ その他、各学校の教育相談において必要と認められるもの</li></ul> <p>※ スクールカウンセラー等を、校内におけるいじめの防止等のための組織や校務分掌に位置付けるなど、各学校のコーディネーターと連絡調整や情報交換を行えるようにする。</p>

## 2 勤務条件

(1) 任用期間 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで

※ 採用後、1か月間は条件付き採用期間となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。

(2) 勤務日 具体的な勤務日は、配置校の校長が定める。

(3) 勤務時間 原則として次のとおりとし、具体的な勤務時間は、配置校の校長が定める。

1日（7時間45分）を単位とし、1校あたり年間18日の勤務で2校勤務を基本とする。

(4) 給与 ①時給 

・スクールカウンセラー	1時間当たり 5,000円（予定）
・スクールカウンセラーに準ずる者	1時間当たり 3,500円（予定）

②通勤手当 当方の規定により通勤手当を支給します。

(5) 年次休暇（有給） 勤務日数が年間48日以上の場合に付与

(6) 社会保険 災害補償については、「労働者災害補償保険法」によります。

(7) 服務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることになります。

## 3 募集対象

(1) スクールカウンセラーの募集

次のアからエのいずれかに該当する者

ア 公認心理師

イ 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

ウ 精神科医

エ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、教授、准教授又は講師（常時勤務をする者に限る）の職にある者又はあった者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者の募集

次のアからエのいずれかに該当する者

ア 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

イ 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者

ウ 医師（精神科医を除く）で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者

エ 県教育委員会が、上記の者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

#### 4 受付期間

令和8（2026）年1月9日（金）正午から令和8（2026）年1月21日（水）まで

#### 5 選考方法

書類審査及び面接

ア 一次審査 書類による選考を行います。

イ 二次審査 一次審査合格者を対象に、面接による選考を行います。

面接会場と面接日時については、令和8（2026）年2月3日（火）以降に、電話にて連絡する予定です。

（注）選考においては、提出書類（相談業務の実績、研修会の参加実績等）及び勤務可能地域等、総合的に判断します。

#### 6 申込方法

栃木県庁のホームページから「電子申請による会計年度任用職員（スクールカウンセラー）申込み」に進み、申込手続きの方法をよく確認してから申請手続きを行ってください。

※「栃木県ホームページ」→「電子申請システム」→「栃木県」→「令和8（2026）年度栃木県会計年度任用職員（スクールカウンセラー）申込み」

電子申請システムでの申請となります。手続きに関するお問い合わせについては、下記までお願いします。

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20

栃木県教育委員会事務局高校教育課 スクールカウンセラー担当

TEL 028-623-3382

#### 7 結果の通知

選考結果については、2月下旬頃に郵送にて連絡します。

#### 8 その他

今後、令和8（2026）年度栃木県一般会計予算において、事業の経費が減額又は削除された場合や事業内容の変更を要する場合には、任用について変更することがあります。